

資料1（新学習指導要領における著作権に関する指導事項の整理）

| 発達段階 | 教科等 | 学習指導要領の記述 | 学習指導要領解説の記述 |
|------------|-----|---|--|
| 小学校 中学年 | 国 語 | <p>2 内容 C読むこと</p> <p>(1)読むこと的能力を育てるため、次の事項について指導する。</p> <p>エ 目的や必要に応じて、文章の要点や細かい点に注意しながら読み、文章などを引用したり要約したりすること。</p> | <p>第3章 第2節 C読むこと</p> <p>(1)内容 ①指導事項</p> <p>「引用」とは、本や文章の一節や文、語句などを引いてくることである。かぎ（「」）でくくることなど、引用の仕方を指導するとともに、引用したことについて、引用者が自分の思いや考えを書くことなども指導する必要がある。</p> <p>（中略）</p> <p>なお、実際に引用や要約をするに当たっては、文章の表現や情報だけに限らず、図表やグラフ、絵や写真なども含むことに留意し、引用する部分をかぎ（「」）でくくり、出典を明示することや、引用部分が適切な量になることなどについても指導することが求められる。このことは、著作権を尊重し保護することになる。</p> |
| 小学校 高学年 | 国 語 | <p>2 内容 B書くこと</p> <p>(1)書くこと的能力を育てるため、次の事項について指導する。</p> <p>エ 引用したり、図表やグラフなどを用いたりして、自分の考えが伝わるように書くこと。</p> | <p>第3章 第3節 B書くこと</p> <p>(2)内容 ①指導事項</p> <p>「引用」して書くとは、自分の考えを根拠付けたり、具体的な例を示したりする際に、本や文章などから必要な語句や文を抜き出して、自分の表現に取り入れることである。引用する場合は、まず何のために引用するのかという目的を明確にする必要がある。目的としては、人物の行動や会話を物語るため、事物や出来事、科学的事実などを紹介したり自分の考えを補説したりするためなどが考えられる。引用は、原文に正確に行うことや、引用した部分と自分の考えとの関係などを明確にすることなどに注意する。また、引用した文章等の出典については必ず明記するとともに、引用部分が適切な量になるよう指導する必要がある。このような指導が、著作権を尊重し、保護することにつながる。</p> <p>（中略）</p> <p>なお、文章を引用する場合には、引用する部分をかぎ（「」）でくくることや、図表を用いる場</p> |

| | | | |
|-------------|-----|--|--|
| | | | 合には、本文に「図1は、～」といった表現を用いて本文との関連を示すことなどの指導が必要となる。 |
| 小学校 高学年 | 道 徳 | <p>第3指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(5)児童の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。</p> | <p>第5章 第4節 5</p> <p>(1)情報モラルと道徳の内容</p> <p>情報モラルとは情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度ととらえることができ、その内容としては、個人情報保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避やネットワーク上のルール、マナーなどが一般に指摘されている。</p> <p>道徳の時間においては、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえて、例えば、情報モラルに関する題材を生かしたり、情報機器のある環境を生かしたりするなどして指導に留意することが求められる。道徳の内容との関連を考えるならば、例えば、ネット上の書き込みのすれ違いなど他者への思いやりや礼儀の問題及び友人関係の問題、情報を生かすときの法やきまりの遵守に伴う問題など、多岐にわたっている。</p> |
| 中学校 第1学年 | 国 語 | <p>2内容 C読むこと</p> <p>(2)(1)に示す事項については、例えば、次のような言語活動を通して指導するものとする。</p> <p>ウ 課題に沿って本を読み、必要に応じて引用して紹介すること。</p> | <p>第3章 第1節 第1学年</p> <p>C読むこと (2)内容</p> <p>①指導事項</p> <p>カ 読書と情報活用に関する指導事項</p> <p>なお、集めた資料を使用する際には、著作権にも十分留意させる必要がある。</p> <p>②言語活用例</p> <p>ウ 課題に沿って本を読み、必要に応じて引用して紹介する言語活動</p> <p>引用の際には、かぎ（「」）でくくること、出典を明示すること、引用部分が適切な量であることなどが大切である。このことが、著作権を尊重し保護することになる。</p> |

| | | | |
|---------------------|------------|--|--|
| <p>中学校 第2学年</p> | <p>国 語</p> | <p>2 内容 C読むこと (1)読むこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。 オ 多様な方法で選んだ本や文章などから適切な情報を得て、自分の考えをまとめること。</p> | <p>第3章 第2節 第2学年 C読むこと (2)内容 ①指導事項 オ 読書と情報活用に関する指導事項 また、「自分の考えをまとめる」際には、得た情報をどのように引用すればよいかを考えさせることなどを指導することが大切である。</p> |
| <p>中学校 第3学年</p> | <p>国 語</p> | <p>2 内容 B書くこと (1)書くこと的能力を育成するため、次の事項について指導する。 イ 論理の展開を工夫し、資料を適切に引用するなどして、説得力のある文章を書くこと。</p> | <p>第3章 第3節 第3学年 B書くこと (2)内容 ①指導事項 イ 記述に関する指導事項 第3学年では、選んだ資料を「適切に引用する」ことを重視して指導する。「適切に引用する」ためには、自分の考えの根拠としてふさわしいかどうかについて検討したり、引用部分を明らかにした上で、資料が伝えたいことと自分の考えとの関係について補足したりすることが重要である。 引用の際には、かぎ（「」）でくくること、出典を明示すること、引用する文章が適切な量であることなどが大切である。このことが、著作権を尊重し保護することになる。</p> |
| <p>中学校</p> | <p>音 楽</p> | <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い 2 第2の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。 (7)各学年の「A 表現」及び「B 鑑賞」の指導に当たっては、次のとおり取り扱うこと。 ウ 音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れるようにすること。</p> | <p>第4章 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項 音楽に関する知的財産権について、必要に応じて触れることを示している。 「知的財産権」とは、知的な創作活動によって何かをつくり出した人に対して付与される他人に無断で利用されない権利である。この中の一つに著作権があり、著作権には、著作物を保護する著作権者の権利、実演等を保護する著作隣接権がある。 なお、平成15年6月に著作権法の一部が改正され、教育現場での著作物の利用を円滑にするため、著作権者の了解を得ずに著作物を利用できる例外措置が拡大された。しかし、著作権者の了解なしに利用できるいくつかの条件が定められているので、これらについては一層正しく理解され</p> |

| | | | |
|-----|----|--|---|
| | | | <p>る必要がある。また、インターネットを通じて配信されている音楽についても、著作権が存在するということについての認識が十分でない現状も見られるので留意する必要がある。</p> <p>指導に当たっては、授業の中で表現したり鑑賞したりする多くの楽曲について、それを創作した著作者がいることや、著作物であることを生徒が意識できるようにし、必要に応じて音楽に関する知的財産権に触れることが大切である。</p> |
| 中学校 | 美術 | <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>2 第2の内容の指導については、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(5)美術に関する知的財産権や肖像権などについて配慮し、自己や他者の創造物等を尊重する態度の形成を図るようにすること。</p> | <p>第4章 2 内容の取扱いと指導上の配慮事項</p> <p>知的財産権や肖像権</p> <p>生徒一人一人が創意工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値があり、それらを尊重し合う態度を育成することが重要である。その指導の中で、著作権などの知的財産権に触れ、作者の権利を尊重し、侵害しないことについての指導も併せて必要である。</p> <p>著作者の没後または著作物の公表後50年を経ない作品には著作権がある。具体的には、絵画、漫画、イラストレーション、雑誌の写真などには著作権があるので、これらを用いて模写をしたりコラージュをしたりすること、テレビ番組や市販されているビデオやコンピュータソフトの一部ないし全部を使用してビデオ作品を制作することなどについては、原則として著作権をもつ者の了解が必要である。ただし、授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たす場合には著作者の了解を得る必要がない。もっとも、他人の著作物を活用した生徒作品をホームページなどへ掲載したり、コンクールへ出品したり、看板やポスターなどを地域に貼ったりすることは、例外とはなる条件を満たさないため無断で行うことはできないと考えられる。</p> <p>生徒の作品も有名な作家の作品も、創造された作品は同等に尊重されるものであることを理解させ、加えて、著作権などの知的財産権は、文化・社会の発展を維持する上で重要な役割を担っていることにも気付かせるようにする。</p> |

| | | | |
|------|-------|--|--|
| 中学校 | 技術・家庭 | <p>技術分野 2 内容</p> <p>D情報に関する技術</p> <p>(1)情報通信ネットワークと情報モラルについて、次の事項を指導する。</p> <p>ウ 著作権や発信した情報に対する責任を知り、情報モラルについて考えること。</p> | <p>第2章 第2節 2 技術分野の内容</p> <p>D情報に関する技術</p> <p>著作権や、情報の発信に伴って発生する可能性のある問題と、発信者としての責任について知ることができるようにするとともに、情報社会において適正に活動する能力と態度を育成する。</p> <p>この学習では、情報通信ネットワーク上のルールやマナー、法律等で禁止されている事項に加えて、D(1)のAの情報のデジタル化や、D(1)のイの情報通信ネットワークの学習と関連させて、情報通信ネットワークにおいて知的財産を保護する必要性を知ることができるようにする。その上で、情報通信ネットワーク上のルールやマナーの遵守、危険の回避、人権侵害の防止等、情報に関する技術の利用場面に応じて適正に活動する能力と態度を育成する。</p> <p>例えば、映画や楽曲等の違法な複製は、制作者に経済的な損害とともに制作意欲の減退などの悪影響を及ぼすことを知ることができるようにすることが考えられる。</p> |
| 中学校 | 道徳 | <p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(5)生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえて、情報モラルに関する指導に留意すること。</p> | <p>第5章 第4節 5</p> <p>(1)情報モラルと道徳の内容</p> <p>情報モラルとは情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度ととらえることができ、その内容としては、個人情報保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避などネットワーク上のルール、マナーなどが一般に指摘されている。</p> |
| 高等学校 | 情報 | <p>第10節 第2款</p> <p>第1 社会と情報</p> <p>3 内容の取扱い</p> <p>(1)内容の(1)については、情報の信頼性、信頼性及び著作権などに</p> | <p>第1部 第1章 第2節</p> <p>(3)「社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ」について</p> <p>この目標は、情報教育の目標の三つの観点のうちの「情報社会に参画する態度」の育成に対応している。情報通信ネットワーク等を使った犯罪が</p> |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | | <p>配慮したコンテンツの作成を通して扱うこと</p> <p>(2)ウについては、実習を中心に扱い、情報の信憑性や著作権などへの配慮について自己評価させる活動を取り入れること。</p> | <p>多発する中、情報通信ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、人権侵害、著作権等の知的財産の保護等の情報及び情報技術を適切に扱うための知識と技能を習得させる指導について、より一層充実させることが求められている。</p> <p>第1部 第2章 第1節 第2</p> <p>(1)情報の活用と表現</p> <p>情報の信頼性、信憑性、著作権などの知的財産、個人情報やプライバシーなどに十分配慮するとともに、内容の(4)のウの問題解決の学習との関連に配慮する。</p> <p>(2)情報通信ネットワークとコミュニケーション ウ 情報通信ネットワークの活用とコミュニケーション</p> <p>その際、伝聞や推測、自分の考えが事実として伝わったりしていないか、他人の著作権などを侵害しないように適切な引用をしているかなど、情報の信憑性や著作権への配慮など、情報を発信するための様々な活動について自己評価させる活動を取り入れる。</p> <p>(中略)</p> <p>また、Webサイトなどで情報を発信する際には、著作権などに配慮するとともに、アクセスに必要なパスワードを設けるなど容易に不特定多数の人に見られないようにする方法を習得させる。</p> <p>(3)情報社会の課題と情報モラル ウ 情報社会における法と個人の責任</p> <p>また、知的財産や個人情報の保護と活用のバランスについて取り上げ、これらに配慮した法制度、これらを扱う上での個人の責任について理解させ、情報の収集や発信などの取扱いに当たって適切な判断ができるようにする。その際、著作権や産業財産権などについて具体的な事例を通して理解させるようにする。また、著作権制度に関わる法律については、生徒自身に調べさせる学習活動を取り入れるなどして、制定に至る歴史的経緯、権利を保護しつつ著作物を活用するという法</p> |
|--|--|--|---|

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | <p>の目的を理解させる。</p> <p>第1部 第2章 第2節 第2</p> <p>(3)情報の管理と問題解決</p> <p>ア 情報通信ネットワークと問題解決</p> <p>また、情報の信頼性・信憑性の確認，ユニバーサルデザインやアクセシビリティ等情報の受け手に配慮したものにする事，著作権や肖像権などの権利を尊重することの必要性を併せて指導することも考えられる。</p> |
|--|--|--|--|